〇厚生労働省告示第百五十四号

費等 す 匹 + る 部 障 を 負 基 兀 害 次 担 条 者 潍 第 対 等 \mathcal{O} \mathcal{O} ょ 象 日 う 亚 項 常 額 に 第 に 成 生 改 関 活 十 号 す 正 八 及 び る 年 \mathcal{O} L 基 規 社 厚 第 会 準 生 定 等 労 12 生 ___ 基 活 \mathcal{O} 働 \mathcal{O} 規 省 を づ 総 き、 定 部 告 合 は を 示 的 改 第 厚 亚 生 に 正 五 成 す 支 百 労 る 援 働 三 十 する 件 + 大 七 号) 臣 平 年 た が 定 8) 成 及 兀 月 <u>一</u> 十 0) び \Diamond 法 厚 る 六 生 障 律 日 年 労 施 か 害 厚 福 行 働 5 適 生 令 大 祉 労 用 臣 サ 伞 す 働 が 成 る。 省 ピ 定 告 + 8 ス 費 八 示 る 障 等 年 第 百 害 負 政 令 担 八 福 十三 第 祉 対 象 + サ 号) 号) 額 ピ 12 関 第 \mathcal{O} ス

成二十七年三月二十七日

平

厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 障 害 福 祉 サ] ピ ス 費 等 負 担 対 象 額 に 関 す る 厚 基 生 準 労 等 働 大 亚 臣 成 + 塩 八 崎 年 厚 恭 生 久 労 働

第

省

告

示

第

五

百三

+

号

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

うに

改

正

す

る。

係 八 \mathcal{O} 月 る 第 割 カン 兀 を 二号 支 合 5 削 が 給 翌 \bigcirc り、 中 決 七 百 年 \bigcirc 定 分 単 を 月 \mathcal{O} 平 下 位 五 受 ま 欄 成 以 け で +に、 上 た \mathcal{O} \mathcal{O} で 者 八 居 割 あ \mathcal{O} 宅 年 合 う る を 度 介 場 5 乗 護 に 合 重 U お 二〇〇単 た に 度 重 11 は 度 額 訪 7 間 訪 は 問 \mathcal{O} 百 介 位 分 護 下 平 介 成 護 に \mathcal{O} 及 を 百 + てバ っに 八 五. 重 同 当 年 度 行 を + 障 援 該 加 害 護 月 市 七三〇 え、 者 町 か 等 5 行 村 包 亚 同 動 12 単 号 括 成 お 援 位 け + イ 支 護 中 る 援 九 及 当 年 に 12 び 八三、 改 係 該 重 め、 る支 年 月 度 ま 障 度 六 給 で 害 同 \mathcal{O} 六 号 決 者 前 \mathcal{O} 定 等 \bigcirc 年 t 口 単 を 度 中 包 \mathcal{O} 位 受 12 12 括 六三、 け 支 係 限 を た 援 る る 三 者 に

単位」 改め、 単 位 を (四) 及 八七 及び三」に、 = 九 を「一五、七七〇単位」に、 九 同 七、 \bigcirc 0 \bigcirc 五七 号 八、 二四、 単, (2) 中 $\overline{\bigcirc}$ 単位」を び ハ ○単: を 七 を 七七〇単位」に改め、 九 位」を「二○、七○○単位」に、「一三、六○○単位」を「一 単位」を「六六、 (五) 同号ハ \mathcal{O} 九 〇〇単 五四〇単位」に、「一六、 「七、 を (1)「三二、五〇〇単位」に、 三五 一八〇単位」に、 〇単 位 削 カン (T) り、 5 (4) 中 五二 を 位 (3) 位」を「一 四、二八〇単位」に、「一六、〇一〇単位」を「一八、一六〇単位」に改め、 五. 同 三五、 ま 単 | 号 ニ 六七 での に、 八〇単位」に、 「一から田まで」を「一から回まで」に、 位 \bigcirc 規 \mathcal{O} 七三〇単位」に、 _ _ 七四四 単 定中 (1) 中 匹、 五、 同 (4) の を「八、五四〇単 九、 九、 位 ○ 単: 五五〇単位」に、「一〇、 四四 「二九、三〇〇単位」を「三三、二四 八八〇単位」 を 〇一〇単位」を「一八、一六〇 二四、 (三) 中 位に、 六○○単位」を「一○、 五七〇単位」を「九、 四、二三〇単位」 「一六、九六〇単位」を「一九、二四 三、八一 「三、六七〇単位」を「三、八一〇単位」 「三二、二九〇単位」を「三三、三七〇 九〇〇単位」を「二五、九二〇単位」に、「一 「一七、 を 〇単: 位 一八、〇 に 位に 改 を 九〇〇単位」を め、 四四 改 九六〇単位」 八三〇単位」を 九 同 め、 六、三三〇単位」に、 ニの 〇〇単位」に、 ○単位」に、 同 (4) 同 単 (3)中 一九、 (4)の一中「二から伍まで」を 四、 〇 単 位」に改め、 \mathcal{O} に、 $(\underline{})$ 位 一四〇単位」に、「二四 中 八、六三〇単 ○単位」 「一一、二六〇単位」に 一二、五 七 に、 七、 五、 一三〇単位」 に、)単位」 に 改 同 四六〇単 ニの 五二 〇 五 \bigcirc め、 位 (4) に 単 九、 五. ·位」を 単 に、 改 単 を 同 を め、 次 位 (4) 位 (___) 位 八 五. 同 \bigcirc \mathcal{O}

ように改める。

(4)共 同 生 活援 前 サ ピ ス 費を算定され . る者 (卜及 びチに掲げる者を除

単位」 単位」 〇 単 二、二〇〇単位」を「二二、 単 七〇〇単 六〇単 「九、六四〇単位」を「九、 に、 四八〇単位」 に、 第二号ホ中 位 位 五. に、「六、三二〇単位」を「六、五四〇単位」に、 に、 位 四〇単位」を「二〇、二四〇単位」 「一一、五四〇単 三五、 を 位 九〇 を 「 八、 「七、 =を 「1)から4)まで」を「1)から3)まで」に、 単位」 〇 七 を「三、六一〇単位」に、 九、 二〇〇単位」 五五〇単位」に、 四六〇単位」を「一二、 九七〇単位」 ○単位」 に改 〇二〇単 位 め、 を 九九〇単位」 を「一一、 九八〇単位」 同号ト に、 位 三五、 に改 に、 五、 「一〇、五六〇単位」を 中 め、 九五 九六 「六、八〇〇単 「一一、九八〇 に改め、 に、 三四〇単 同ホ に、 「二、六九〇単位」 ○単位」 九一〇単位」 ○単位」に、 0 二 五 、 「五、一二〇単位」を「五、三一 (3) 中 位 同
ホ に改め、 ·位」を 単位」 を 「五、 の (4) を削 四三〇単位」 同 (4)に掲げる者を除く。 「五、五七〇単位」を「五、 に、「八、○○○単位」を「八、 ホの (1) 中 八、二六〇単位」を 七、 同 を 「 一 を「二、七九〇単 Ó ホの 五. 匹 り、 「2)から4)まで」を「2)及び 一単 〇 五 を (2) 中 九 四 同号へ中「二、一 一 五、 一単 「及び 位」に改 ○単位」に、 四一〇単 位 ○単位」 位 (4) 九八〇単 位 め、 に、 _ _ 二、三五〇単位 に、 を削 を削り、 二〇単位」 八、 七七〇 同号チ中「 に、「八、 「七、二九 に、 位 り、 「八、六 二八〇 九一 に、 単位 〇 九 \equiv (3)

る者を除く。)」を削り、「三、一〇〇単位」を「三、三一〇単位」に改める。 二六〇単位」を「三、三八〇単位」に改 」に改め、「及び経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者 四四〇単位」を「八、七四〇単位」に、 め、 同号リ中「一一、三三〇単位」を「一二、〇八〇単位 「五、一六〇単位」を「五、三五〇単位」に、「三、 (ト及びチに掲げ

別表

別

表を次のように改める。

千分の千	地域区分欄に掲げるその他
千分の千十八	地域区分欄に掲げる六級地
千分の千三十六	地域区分欄に掲げる五級地
千分の千六十	地域区分欄に掲げる四級地
千分の千七十二	地域区分欄に掲げる三級地
千分の千九十	地域区分欄に掲げる二級地
	下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地
	労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以
千分の千百八	厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生
割合	地 域 区 分

第二 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一 部を改正する件

平成二十六 年厚 生労働省告示第百八十三号)の一部 を次のように改正 一する。

制定文中 第 一条三号」を「第一条第三号」に、 「第二条二号」を「第二条第二号」に、 第一

条二号」を「第一条第二号」に、「第二条一号」を「第二条第一号」に改める。